

四街道市告示第145号

字の区域及び名称の変更

地方自治法第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称の変更について別図のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

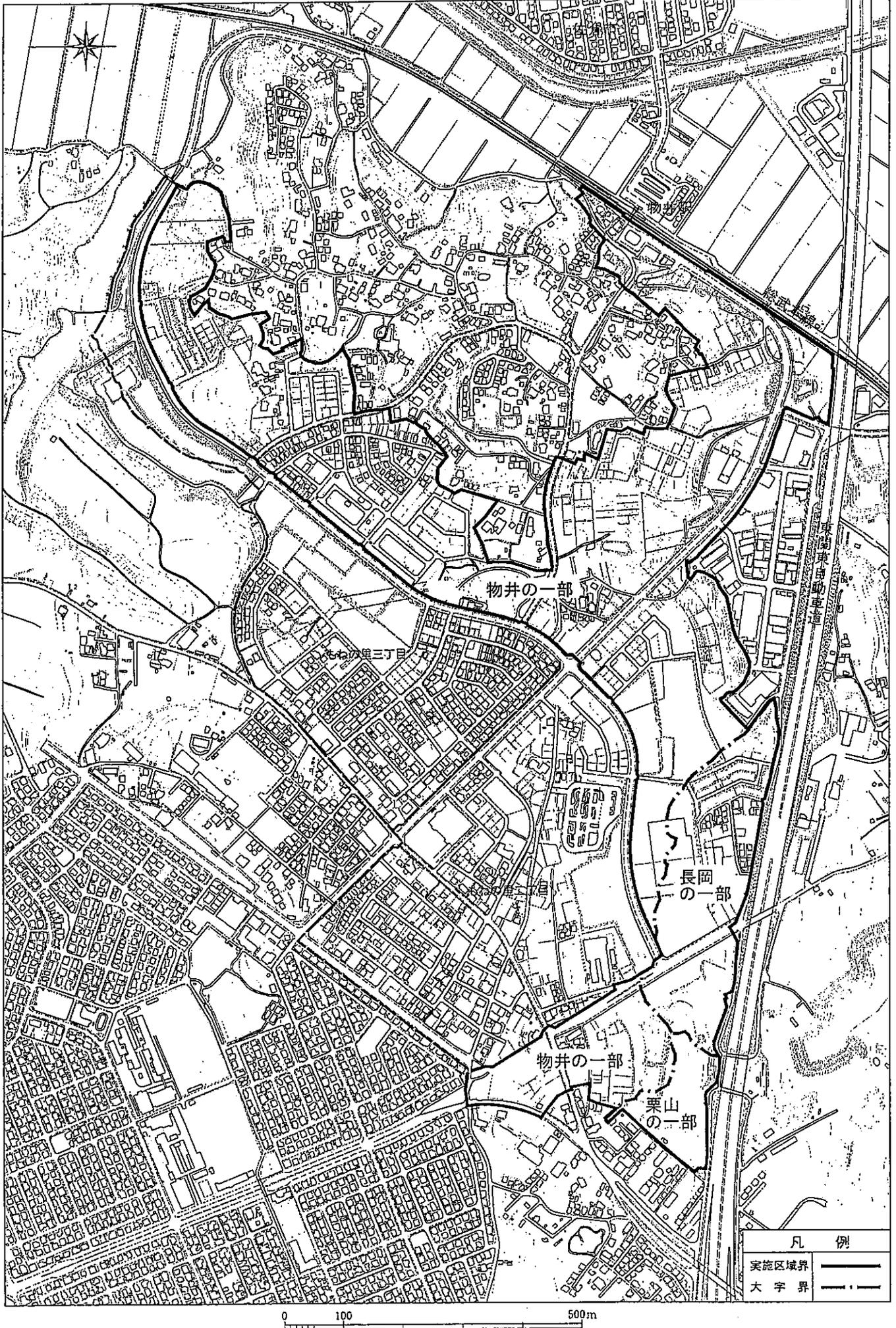
なお、この告示は、平成28年10月1日から効力を生ずる。ただし、土地を表示する場合については、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からとする。

平成28年 8月18日

四街道市長 佐 渡 斉

字の区域及び名称変更図

別図 1



字の区域及び名称変更図

別図2

